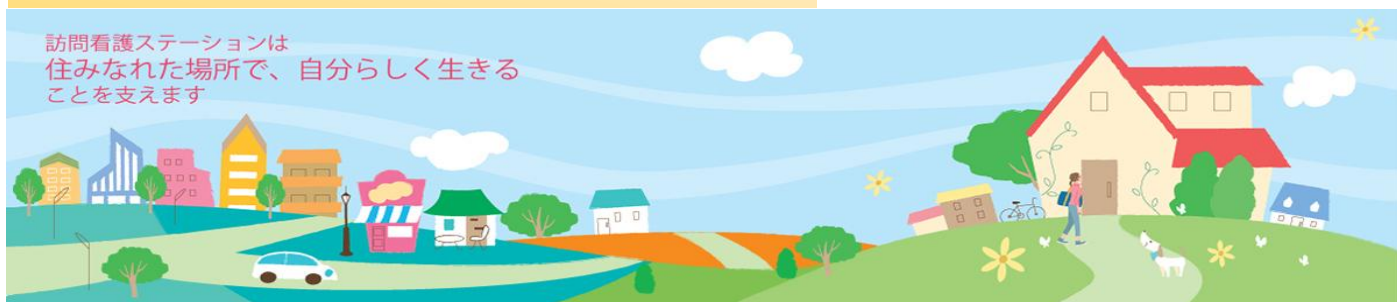




訪問看護ステーションは  
住みなれた場所で、自分らしく生きる  
ことを支えます



## 1. 2027年の改正介護保険法が成立

6月19日に社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。この法律は介護保険法、児童福祉法、社会福祉法、障がい者総合支援法等、複数の改正法律案が一括して提出されたものです。改正された介護保険法の内容は以下となります。

### 1. 介護支援専門員の更新性の廃止

都道府県知事が行う研修の受講を義務とする形に再設計される予定です。正当な理由なく研修を受けていないケアマネジャーに対して、都道府県知事が研修受講を命令できる規定が新設され、その命令に従わない場合には、1年以内の期間を定めて業務禁止処分を科すことができるとされています。

### 2. 特例介護サービスの類型「特定地域サービス」の新設

中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型「特定地域サービス」が新設されます。都道府県が条例によって人員配置基準や設備・運営基準を柔軟に定めることができるこの仕組みは、民間事業者が経営難から撤退した地域においてもサービス供給体制を維持することを目的としています。

### 3. 特定地域居宅サービス等事業の創設

特定地域に所在する市町村が、事業として訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護などの居宅サービスを直接実施できる仕組みで、市町村が直接サービスの担い手になります。

### 4. 有料老人ホームの登録制並びに登録介護支援の新設(施行：公布2～3年以内に政令で定める日)

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入するとともにその入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求めます。

社会福祉法等の改正では、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図ることが盛り込まれています。

関係資料はこちら：<https://www.mhlw.go.jp/content/001685800.pdf>

## 2. 一部保険外療養の施行に向けての検討会が発足

令和8年6月5日に健康保険法の一部を改正する法律が公布されました。主な改正内容は以下。

1. OTC 医薬品\*との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする。(一部保険外療養)
2. 後期高齢者医療における金融所得の支払いに関する法定調書提出の義務化
3. 出産の標準的な費用に係る給付体系の見直し等の実施
4. 妊婦健診(望ましい基準内)の実施に係る標準額を定める等の環境の整備、サービス及び費用の見える化促進
5. 高額療養費の自己負担年間上限額の設定 など

特に1については、医療用医薬品77成分が、OTC 医薬品と成分・投与経路が同一で、最大用量が異なる医療用医薬品であるため、医療用医薬品と OTC 医薬品の効能効果がどの範囲で一致し、どの範囲で異なるか成分ごとに検討することとしています。

\*OTC 医薬品とは、薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方せん無しに購入できる医薬品

関係資料はこちら：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/newpage\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/newpage_00014.html)

## 3. 看護師等養成所の統廃合の促進のために教職員の柔軟な配置を

6月22日(月)に第3回2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会が開かれました。看護師に求められる資質の整理、看護職員の新人研修における実情と課題、看護師養成の在り方、看護職員の需給推計についての4点の議題について議論がなされています。

1. 看護師に求められる資質については、今後もブラッシュアップしていくことを前提に9つのカテゴリーが示されています。
2. 新人の看護職員研修については、9割の医療機関がガイドライン通りに行っていることが示される一方で、教育担当者のうち、新人看護職員の教育担当者に関する研修を受けていない者が3割を超えていることが報告されています。また近年では特定行為研修の共通科目を組み込んでいくことの必要性も指摘されており、訪問看護も含んだ新人看護職員研修ガイドラインの改定が必要であることが提案されました。
3. 看護師の養成の在り方については、定員割れを起こしている看護師養成所等の統廃合やサテライト化を進めていく方向性が示され、専任教員の配置基準の柔軟化の必要が提示されました。しかし、これについては、多くの構成員から教育の質に影響するのではないか等の懸念の声が示されておりました。
4. 看護職員の需給推計については、2028年度中に策定される新たな地域医療構想をふまえ、さらに、医療需要(※)当たりの看護職員数に将来の医療需要を乗じて算出する方法を基に、詳細の検討を進めてはどうかと提案。(※)介護現場における看護業務を含む医療需要  
大きな異論はなく、今後都道府県において将来の看護職員数を推計できるよう、厚生労働省が作成した推計方法が示される予定。

関係資料はこちら：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73739.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73739.html)

以上